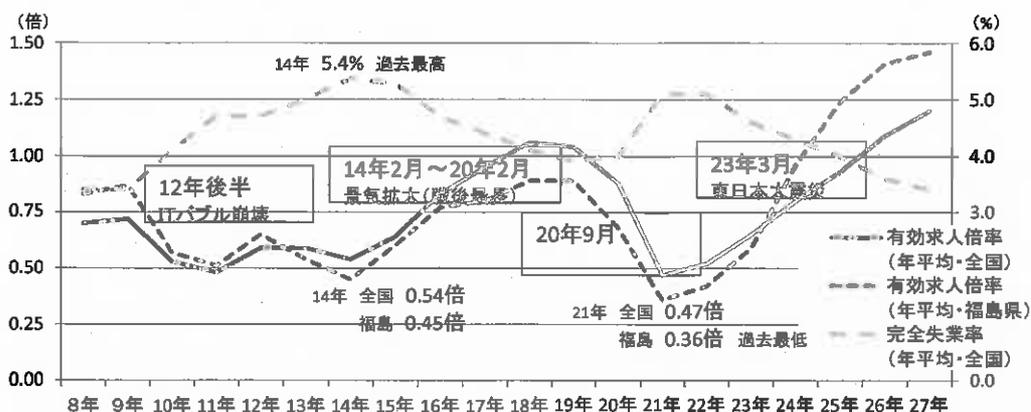


資料編

1 労働情勢の変遷

(1) 雇用情勢の推移 (平成8～27年)



(厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」をもとに当委員会が作成。)

平成10年

- 全国の有効求人倍率(季節調整値)は、平成10年1～3月期に0.61倍と前四半期より0.07ポイント急落した後も低下を続け、10～12月期には0.47倍となった。年平均では0.53倍となり、比較可能な昭和38年以降で最低となった。
- 完全失業率(季節調整値)は、平成10年2～4月にかけて第1次石油危機後に匹敵する急激なペースで上昇し、4月には統計調査開始以来初めて4%を超えた。年平均でも4.1%と前年より0.7ポイント上昇した。

平成11年

- 全国の有効求人倍率(季節調整値)は、5月に過去最低を記録した。年平均でも0.48倍となり、比較可能な昭和38年以降で最低となった。
- 完全失業率(季節調整値)は、年平均で前年より0.6ポイント上昇し、過去最高の4.7%となった。完全失業率を年齢階級別に見ると、ほとんどの年齢層で上昇した。従来、あまり完全失業率の上昇が見られなかった男性中堅層においても上昇の動きが見られ、厳しい状況となった。

平成14年

- 全国の有効求人倍率(季節調整値)は、平成14年1～3月期には0.51倍と低い水準にあったが、それ以降、緩やかに上昇し続け、年平均で0.54倍となった。一方、福島県の有効求人倍率は急激に低下し、前年から0.9ポイント低下して0.45倍となった。
- 完全失業率(季節調整値)は、平成14年4～6月期以降4四半期連続で5.4%と高水準で推移し、年平均で5.4%と過去最高を更新した。

平成15年

- 完全失業率(季節調整値)は、高水準ではあるが13年ぶりに低下し、年平均で5.3%となった。

平成17年

- 全国の有効求人倍率(季節調整値)は、平成17年10～12月期に1.00倍となった。平成4年7～9月期以来の1倍台であり、バブル崩壊以降の3回の景気回復過程の中では、最も高い水準となった。

平成 20 年

- 有効求人倍率の大きな低下（平成 20 年全国平均では 0.88 倍となり、平成 17 年以来 3 年ぶりに 1 倍を下回った）等、雇用環境の厳しさが増した。派遣労働者の中途解約、新卒者の内定取り消しが相次ぎ、厚生労働省に緊急雇用対策本部が設置された。
- 完全失業率（季節調整値）は、平成 19 年に 3.8% となった後、ほぼ横ばいで推移し、平成 20 年の 4 月～12 月では 4.0% となり、平成 20 年に入って男性を中心に上昇した。

平成 21 年

- 派遣労働者などの非正規雇用者が削減されたほか、上場企業の早期退職募集人数が急増するなど正社員にまで雇用調整が及んだ。こうした状況の中で、全国の有効求人倍率（季節調整値）が、7 月及び 8 月に過去最低（0.42 倍）となった。平成 21 年平均でも前年に比べ、0.41 ポイント低下して 0.47 倍となり、平成 11 年平均の 0.48 倍を下回る過去最低となった。
- 完全失業率（季節調整値）は、平成 21 年に入ると急激に上昇し、7 月には 5.6% まで上昇し、平成 14 年 6 月と 8 月に記録した 5.5% を超え、過去最悪の水準となった。平成 21 年平均で 5.1% となり、前年に比べて 1.1 ポイント上昇した。

平成 24 年

- 完全失業率は、東日本大震災の影響もあり、足踏みがみられたものの、平成 24 年平均では前年に比べて 0.3 ポイント低下の 4.3% となるなど改善の動きがみられた。

平成 25 年

- 全国の有効求人倍率（季節調整値）は、年初から年末まで一貫して上昇し、11 月には 1.01 倍と、6 年 1 か月ぶりに 1 倍台を回復した。
- 完全失業率（季節調整値）は、6 月に 4 年 8 か月ぶりに 4.0% を下回った。平成 25 年平均では 4.0% となり、前年に比べ 0.3 ポイント低下するなど着実に改善の動きがみられた。

平成 27 年

- 全国の有効求人倍率は、1.20 倍となり、平成 3 年の 1.40 倍に次ぐ 24 年ぶりの高さとなった。また、有効求人数は 237 万 4 千人で、平成 18 年平均の 229 万 5 千人を超え、過去最高の値となった。
- 完全失業率は、平成 27 年平均では前年より 0.2 ポイント低下し、3.4% となり引き続き改善した。

（参考文献：労働省 「労働経済の分析」平成 9～12 年版

厚生労働省 「労働経済の分析」平成 13～27 年版

厚生労働省 「労働市場分析レポート 第 60 号 平成 27 年の求人倍率の概要」

厚生労働省 「平成 27 年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

厚生労働省 「平成 27 年賃金構造基本統計調査の概況」

総務省統計局 「労働力調査年報」平成 17 年、平成 20～26 年版

総務省統計局 「最近の正規・非正規雇用の特徴」

経済企画庁 「年次経済財政報告」平成 9～12 年度版

内閣府 「年次経済財政報告」平成 13～20 年度、23 年度、27 年度版

文部科学省 「大学等卒業生及び高校卒業生の就職状況調査」

福島労働局 「〔福島県〕有効求人倍率の推移（学卒を除きパートを含む、季節調整値）」

福島労働局 「一般職業紹介状況 労働経済関係指標（全国）」

(2) 労働情勢に関連する社会・経済、法令等年表（平成8～27年）

| | 社会・経済の動き・出来事等 | 法令・制度等の主な改正内容 | |
|-----|---|---|--|
| H8 | | 労働者派遣法 | 適用対象業務が16業務から26業務へ。 |
| H9 | ・消費税5%に引き上げ ・アジア通貨危機 ・金融機関の相次ぐ破綻 ・純粋持株会社解禁。企業の経営形態に新たな選択肢。 | 労働基準法 | 法定労働時間週40時間労働制が全面施行。 |
| H10 | ・緊急経済対策実施 | 男女雇用機会均等法 高齢者雇用安定法 | 母性健康管理措置の義務化。 60歳定年の義務化。 |
| H11 | | 男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法 労働者派遣法 職業安定法 | 募集・採用及び配置・昇進における女性差別禁止。セクシュアルハラスメント防止措置義務付け。行政指導に従わない企業の公表。 女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の撤廃。労働契約期間上限の一部延長、労働時間等の主要な労働条件の明示、退職事由についての証明、労使協定による一斉休憩の例外、時間外及び休日の労働の基準、年次有給休暇の付与等の改正。 育児または家族の介護を行う労働者の深夜業の制限。 港湾運送・建設・警備等を除く派遣業務の原則自由化。 有料職業紹介事業の解禁。 |
| H12 | ・ITバブル崩壊 | 労働基準法 高齢者雇用安定法 | 企画業務型裁量労働制の導入。就業最低年齢の引上げ。 高齢者雇用確保措置の努力義務化。 |
| H13 | ・会社分割制度導入。組織の再編成が容易に。 | 雇用対策法 雇用保険法 育児・介護休業法 | 解雇等を行う事業主に再就職援助計画作成を義務付け。募集・採用時の年齢制限緩和を推進。 労働者を休業させる等の措置を講ずる事業主への助成、援助を実施。 休業の申出・取得を理由とする不利益取扱いの禁止。 |
| H14 | ・景気回復局面に移行 | 雇用対策臨時特例法 育児・介護休業法 | 45歳以上の中高年齢者に対する特例措置（～H17.3.31）。 時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引上げ、転勤への配慮。 |
| H15 | | | |
| H16 | | 労働基準法 労働者派遣法 | 有期労働契約の上限が3年に延長。解雇事由が就業規則の絶対的必要記載事項に。 派遣期間を3年へ延長。製造業務派遣解禁。専門的26業務の派遣期間制限の廃止。 |
| H17 | ・日本の総人口減少へ | 育児・介護休業法 | 対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇制度の創設。 |
| H18 | | 高齢者雇用安定法 | 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置の義務づけ。 |
| H19 | ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定 | 男女雇用機会均等法 | 男性への差別禁止。募集の際の間接差別禁止。妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止範囲拡大。 |
| H20 | ・リーマン・ショック ・緊急雇用対策本部設置 | 労働契約法 パートタイム労働法 | 労働契約についての基本ルールの明確化。 パート労働者であることを理由とする差別的取扱い禁止。 |
| H21 | | 雇用保険法 | 特定理由離職者区分の創設、再就職手当の給付率引上げ。 |
| H22 | | 労働基準法 雇用保険法 | 時間外労働の割増賃金率の引き上げ、時間単位での年次有給休暇取得。 非正規労働者に対する適法範囲の拡大。 |
| H23 | ・東日本大震災 | | |
| H24 | | 労働者派遣法 労働契約法 | 日々又は30日以内の日雇派遣の原則禁止。有期雇用（1年以上）から無期雇用への転換推進措置の努力義務化。 期間の定めによる不合理な労働条件の相違の禁止。通算5年を超える有期労働契約から無期労働契約への転換を制度化。 |
| H25 | ・消費税率8%に引き上げ ・政労使会議設置 | | |
| H26 | | 過労死等防止対策推進法 | 過労死等防止のため、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定。 |
| H27 | | パートタイム労働法 女性活躍推進法 労働者派遣法 | 差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大。 事業主行動計画の策定・周知、女性の活躍に関する情報公表の義務化。 すべての業務で同一事業所への派遣期間が原則3年に。キャリアアップや均衡待遇の促進措置を義務付け。労働契約申込みなし制度開始。 |

景気拡大（戦後最長）
73か月